

概ね5年で実施する取組の全体項目

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む項目は次のとおりである。

なお、取組内容については、協議会資料または別紙2を参照されたい。

1) ハード対策の主な取組

堤防整備等は整備途上であり、洪水により氾濫するおそれがある。また、適切な避難行動や水防活動に資するハード対策が不足している。このためのハード対策における主な取組項目、目標時期、取組機関は、以下のとおりである。

赤枠は、資料1及び資料2で取り上げている主な取組を示す。

※下記の表内にある課題の対応番号については、「水防災意識社会再構築ビジョンに基づく利根川上流域の減災に係る取組方針(平成28年9月12日)」の「5.現状の取組状況及び課題」を参照されたい。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■洪水を河川内で安全に流す対策			
<利根川上流> 優先的に実施する区間 ・ <u>流下能力対策(堤防整備、河道掘削等)</u> ・ <u>堤防及び基礎地盤の浸透対策</u>	4-1	継続して実施 継続して実施	利根川上流
■危機管理型ハード対策			
<利根川上流> 当面整備に至らない区間 ・ <u>堤防天端の保護</u> ・ <u>堤防裏法尻の補強</u>	4-2	平成32年度 平成32年度	利根川上流
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備			
・ <u>雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備</u> ※例) ライブ映像(河川監視カメラ)の閲覧、地域住民の所在地に応じたリアルタイム情報の充実等の基盤整備の実施。	1-4 1-7 1-11	継続して実施	利根川上流
・ <u>簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置</u> ※例) 要注意箇所及び許可工作物(樋管等)監視のためにCCTVカメラや簡易水位計の設置を行う。	2-1 2-3	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	利根川上流 水機構 都県 市区町 (許可工作物の管理者)

<p>・防災行政無線の改良、防災ラジオの配布等</p> <p>※例) 防災行政無線のデジタル化と併せて情報伝達手段の多重化の検討を行う。 ※例) 防災ラジオを自治会や住民に配付する。</p>	<p>1-17</p> <p>1-21</p>	<p>継続して実施</p> <p>または</p> <p>平成28年度から 順次実施</p>	<p>市区町</p>
<p>・河川防災ステーションや避難地盛土の整備</p> <p>※例) 災害が発生した場合に緊急復旧などを迅速に行う基地となる河川防災ステーションや、氾濫時に浸水深が深くなる地域の緊急避難場所として盛土を行う避難地盛土の整備を行う。</p>	<p>1-16</p> <p>1-18</p> <p>1-19</p> <p>4-3</p>	<p>継続して実施</p> <p>または</p> <p>平成28年度から 順次実施</p>	<p>利根川上流 市区町</p>
<p>・水防活動を支援するための水防資機材等の配備</p> <p>※例) 水防団の水防活動を支援するため安全装備(ライフジャケット等)を含めた水防資機材等の充実を図る。</p>	<p>2-5</p> <p>2-6</p> <p>2-7</p>	<p>継続して実施</p> <p>または</p> <p>平成28年度から 順次実施</p>	<p>利根川上流 都県 市区町</p>
<p>・庁舎、災害拠点病院や自家発電装置等の耐水化</p> <p>※例) 庁舎(災害対策本部)は災害時には2階程度まで水没の危険がある。浸水時においても災害対応を継続するため、災害対策室を上階に置く。また、浸水しない高さへ自家発電装置を移転する等の対策を実施する。</p>	<p>2-8</p> <p>2-9</p> <p>2-10</p>	<p>継続して実施</p> <p>または</p> <p>平成28年度から 順次実施</p>	<p>都県 市区町</p>
<p>・対策本部、警戒本部等における情報収集・伝達設備の整備</p> <p>※例) 新庁舎建設に伴い、災害対策本部を設置した際の情報収集・伝達設備を整備する。</p>	<p>2-1</p> <p>2-2</p>	<p>継続して実施</p> <p>または</p> <p>平成28年度から 順次実施</p>	<p>都県 市区町</p>
<p>・排水機場の耐水化等、水門等操作の水圧対策</p> <p>※例) 排水機場について、排水能力の向上と防水壁や防水ゲートの設置等の耐水化を行う。 ※例) 排水機場堤内樋門について、氾濫水排除のために、外水圧だけでなく内水圧に対しても安全な構造に改修する。</p>	<p>4-3</p>	<p>継続して実施</p> <p>または</p> <p>平成28年度から 順次実施</p>	<p>利根川上流 都県 (施設管理者)</p>

2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

赤枠は、資料1及び資料2で取り上げている主な取組を示す。

※下記の表内にある課題の対応番号については、「水防災意識社会再構築ビジョンに基づく利根川上流域の減災に係る取組方針(平成28年9月12日)」の「5.現状の取組状況及び課題」を参照されたい。

① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■住民等の避難行動につながる分かりやすいリスク情報の周知			
・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充 ※例) 浸水想定区域内の電柱、学校、公共施設等に水深、避難経路などの表示看板を設置する。 ※例) 昭和22年カスリーン台風による浸水発生箇所では、その時の実績浸水深を示している。	1-1 1-2 1-3	継続して実施	利根川上流 市区町
・越水開始予測情報の提供 ※例) リードタイム(避難猶予時間)を考慮した堤防天端到達時間(避難判断水位や氾濫危険水位到達からの時間)の予測情報を市区町に提供する。	1-5 1-7 ~ 1-12	平成29年度から 順次実施	利根川上流
・自治体や住民の視点に立った浸水シミュレーション情報の提供 ※例) 市区町別に、注視すべき水位観測所、破堤すると氾濫水が到達する堤防区間及び浸水シミュレーション結果を示した資料を作成し、ホームページで提供する。	1-1 1-5 1-9 1-10 1-11	平成29年度から 順次実施	利根川上流
・立ち退き避難が必要な浸水危険区域情報の提供 ※例) 家屋倒壊、氾濫水の最大深度の観点から立ち退き避難が必要なリスクの高い区域を公表する。	1-18	平成29年度から 順次実施	利根川上流
■避難計画、情報伝達方法等の改善			
・住民等への情報伝達方法の改善 ※例) 避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、メール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、Lアラート、報道機関の協力を得て広報を行う。 また、防災行政無線スピーカーを防災行政無線が聞こえにくい地域(難聴地域)に整備する。	1-21 1-22 1-23 1-24	平成28年度から 順次実施	市区町
・リアルタイム情報の提供やプッシュ型洪水予報の情報発信 ※例) 避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供できるように、洪水予報等の情報をプッ	1-4 1-11 1-24	平成28年度から 順次実施	利根川上流

シユ型で配信し、スマホで情報が受信できるようにする。			
・避難勧告等の発令基準の改善 ※例) 避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準の見直しを行う。 また、避難勧告等判断・伝達マニュアル(仮称)を作成する。	1-7 ～ 1-13	継続して実施	市区町
・避難場所・避難経路の再確認と改善 ※例) 浸水想定区域内となっている避難場所、避難経路が多く、安全性を再確認し、必要に応じ改善を図る。	1-14 ～ 1-20	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	市区町
・避難誘導體制の充実 ※例) 地域防災計画に避難行動要支援者の避難誘導體制について記載する。 また、自主防災組織等の協力体制を整える。	1-20 1-25 1-26 1-27	継続して実施	市区町
・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進 ※例) 要配慮者利用施設において策定している避難計画の対象災害の中に水害も対象として位置づけていく。	1-7 1-12	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	市区町
■ 企業防災等に関する事項			
・不特定多数の利用する地下施設の避難計画の作成及び訓練の促進 ※例) 地下施設管理者に対して、避難計画の策定や避難訓練等への支援を行う。	1-4 1-11	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	利根川上流 市区町など
・大規模工場の避難計画の作成及び訓練の促進 ※例) 大規模工場に対して、浸水対策や避難計画の策定、避難訓練等への支援を行う。	1-10 1-11	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	利根川上流 市区町など
■ 広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等			
・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表 ※例) 想定最大規模降雨による利根川上流の洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの策定と公表を行う。	1-1 1-3	平成29年度	利根川上流
・氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難及び広域避難計画の策定 ※例) 想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図等を踏まえ、氾濫特性を考慮した被害シナリオと緊急避難、広域避難のための避難計画を策定する。	1-14 ～ 1-20	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	利根川上流 気象庁 都県 市区町

<p>・広域避難のための避難場所の確保</p> <p>※例) 周辺市区町の協力を得て住民の避難場所の確保と避難経路の設定等を進める。 ※例) 都県をまたぐような広域避難場所を市区町が確保できるように都県が支援する。</p>	1-14 ~ 1-20	<p>継続して実施</p> <p>または</p> <p>平成28年度から 順次実施</p>	<p>都県</p> <p>市区町</p>
<p>・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知</p> <p>※例) 広域避難計画を反映した洪水ハザードマップを今後検討する。</p>	1-14 1-15 1-24	<p>平成29年度から 順次実施</p>	<p>市区町</p>
<p>■避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成</p>			
<p>・避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成</p> <p>※例) タイムラインの試行版から、チェックリストを含む運用版を作成する。</p>	1-5 1-6 1-7 1-11 1-13	<p>継続して実施</p> <p>または</p> <p>平成28年度実施</p>	<p>利根川上流</p> <p>気象庁</p> <p>市区町</p>
<p>・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施</p> <p>※例) タイムライン運用版に基づいたロールプレイング及び避難行動実働訓練等の実践的な避難訓練を実施する。</p>	1-11 1-12 1-13	<p>継続して実施</p> <p>または</p> <p>平成28年度から 順次実施</p>	<p>協議会全体</p>
<p>・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さをサポート)</p> <p>※例) 警報等における危険度の色分け表示、警報級の現象になる可能性の情報発信を行う。</p>	1-10 1-11 1-12 1-13	<p>平成29年度から 順次実施</p>	<p>気象庁</p>
<p>■防災教育や防災知識の普及</p>			
<p>・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置</p> <p>※例) 問い合わせ窓口を設置する。</p>	1-4	<p>継続して実施</p> <p>または</p> <p>平成28年度から 順次実施</p>	<p>利根川上流</p> <p>気象庁</p> <p>都県</p> <p>市区町</p>
<p>・水防災に関する説明会及び避難訓練の開催</p> <p>※例) 総合防災訓練や地域防災訓練において、水害対応に関する訓練内容を追加して実施する。 ※例) 洪水時の避難方法等について、自治会や自主防災会に対して説明会を実施する。</p>	1-1 1-4 1-24	<p>継続して実施</p> <p>または</p> <p>平成28年度から 順次実施</p>	<p>利根川上流</p> <p>気象庁</p> <p>都県</p> <p>市区町</p>
<p>・教員を対象とした講習会の実施</p> <p>※例) 小・中学校の学級活動や総合的な学習の時間における水災害教育の取組に向けて、安全・防災教育担当の教員対象に研修会を実施する。 ※例) 河川管理者(河川事務所や県)による出前講座等を実施する。</p>	1-1 1-3 1-4 1-14	<p>継続して実施</p> <p>または</p> <p>平成28年度から 順次実施</p>	<p>利根川上流</p> <p>気象庁</p> <p>都県</p> <p>市区町</p>
<p>・小中学生を対象とした防災教育の実施</p> <p>※例) 学級活動や総合的な学習の時間等において、水災害教育を含めた安全に関する授業を実施する。</p>	1-1 1-3 1-4	<p>継続して実施</p> <p>または</p> <p>平成28年度から</p>	<p>利根川上流</p> <p>気象庁</p> <p>都県</p>

※例)河川管理者(河川事務所や県)による出前講座等を実施する。	1-14	順次実施	市区町
・水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知		継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	利根川上流 気象庁 都県 市区町
※例)カスリーン台風災害の教訓の伝承(水塚の保全や揚舟の体験学習、権現堂桜堤等の二線堤の保全など)	1-1		
※例)ホームページで災害写真の掲載や、防災知識を高めるための紹介ページを設ける。	1-4		

②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化			
・河川水位等に係る情報提供			利根川上流 都県 市区町
※例)水防団の災害時の行動マニュアル(仮称)を策定し、情報伝達手段を明記する。	2-1	継続して実施	
※例)水防団(消防団)への情報伝達手段として、トランシーバーを配備する。	2-2		
・河川の巡視区間、水防活動の実施体制の見直し		継続して実施	利根川上流 市区町
※例)水防団の災害時の行動マニュアル(仮称)を策定し、河川の受け持ち区間や巡視内容について明記する。	2-3		
	2-4		
・水防資機材の情報共有や相互支援の仕組みの構築		継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	利根川上流 都県 市区町
※例)市区町で整備している水防資機材の備蓄状況、保管場所、点検管理の実施状況等の情報共有を図る。	2-5		
	2-6		
	2-7		
・効率的、効果的な水防活動のため、洪水に対しリスクが高い区間情報の提供		平成28年度から 順次実施	利根川上流
※例)洪水に対してリスクの高い区間を分かりやすく図示した情報図の作成と水防団等への提供。	2-1		
・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検の実施		継続して実施	利根川上流 都県 市区町 地域住民
※例)重要水防箇所等について、水防団、自治会長や自主防災組織のリーダー等が参加した共同点検を定期的実施する。	2-3		
	2-4		
・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施		継続して実施	市区町
※例)水防団(消防団)員専用のメール配信システムを整備する。	2-1		
※例)日頃の訓練や火災現場等において、伝達の	2-2		

確認や実施を行っていく。			
・水防団同士の連絡体制の確保 ※例)各分団に省電力トランシーバーよりも出力が高く、広範囲での通信が可能な、簡易デジタルトランシーバーを配備する。	2-1 2-2	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	市区町
・関係機関が連携した実働水防訓練の実施 ※例)利根川水系連合総合水防演習等に水防団(消防団)や職員は継続的に参加する。 ※例)水防管理団体が行う水防訓練に参加する。	2-4	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	利根川上流 気象庁 都県 市区町
・水防活動の担い手となる水防団員の募集 や水防協力団体の指定の促進 ※例)市のホームページや広報誌への掲載、ポスターの掲示やイベントでのチラシの配布、自治会連合会へのリーフレットの配布など、機会をとらえてPR活動を実施し、広く団員を募集していく。	2-3 2-4	継続して実施	市区町
・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築 ※例)地域の建設業者等との水防支援体制の検討、協定締結等。	2-3	継続して実施	市区町など
・庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応強化 ※例)庁舎や災害拠点病院における水害時対応マニュアル等の作成及び支援。	2-8 2-9 2-10	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	都県 市区町

③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動等の取組

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■ 氾濫水の早期排水のための効果的な施設運用			
<p>・<u>氾濫特性を踏まえた的確な排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置</u></p> <p>※例) 排水機場の運用、水門の操作、排水ポンプ車の配置による早期排水を実施する。</p>	3-1	継続して実施	利根川上流 都県 市区町
■ 緊急排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施			
<p>・<u>関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成</u></p> <p>※例) 排水ポンプ車の設置箇所の選定、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を作成する。</p>	3-1 3-2	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	利根川上流 都県 市区町
<p>・<u>関係機関、自治体が連携した緊急排水計画(案)に基づく排水訓練の実施</u></p> <p>※例) 緊急排水計画(案)に基づき、排水訓練を実施する。</p>	3-3	平成28年度から 順次実施	利根川上流 都県 市区町
■ BCP(業務継続計画)に関する事項			
<p>・<u>水害時に行政機能を維持するBCPの策定</u></p> <p>※例) 役場の機能が低下する中でも、住民に密着する行政サービスの提供を継続するため、非常時優先業務の選定や必要な資源の配分、対応方針などを定めた「事業継続計画」を策定する。</p>	2-8 2-9 2-10	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	利根川上流 水機構 都県 市区町
<p>・<u>水害に対応した企業BCP策定への支援</u></p> <p>※例) 企業BCP策定支援を検討・実施する。</p>	2-9	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	利根川上流 都県 市区町
■ 生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用			
<p>・<u>生活再建及び社会経済活動の回復のための民間力の活用</u></p> <p>※例) 各種団体・企業等と災害時応援協定等による支援。</p>	2-9	継続して実施	都県 市区町など